

相楽郡広域事務組合し尿くみ取り手数料特別委員会（第2回）会議録

招集年月日 平成20年1月31日（木）

招集の場所 相楽会館 会議室

開 会 平成20年1月31日（木） 午前 9時30分

閉 会 平成20年1月31日（木） 午前11時10分

出席委員（14名）

1	木村浩三	2	炭本範子
3	酒井弘一	4	阪本明治
5	山本喜章（副委員長）	6	山本敏一
7	坂本俊廣	8	小西啓
9	山口勝己（委員長）	10	奥野卓士
11	坪井久行（遅刻）	12	今方晴美
13	北 猛	14	青山まり子

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事（精華町長） 木村 要

事務局職員出席者

事務局長	林 幸造	主幹	福田全克
主査	國子慶順		

付議事件

議案第18号 相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

相楽郡広域事務組合し尿くみ取り手数料特別委員会

平成20年1月31日(木)

相楽会館 会議室

(午前 9時30分 開会)

委員長 皆さんおはようございます。本日は、お忙しい中、第2回の相楽郡広域事務組合し尿くみ取り手数料特別委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。座ってまた進めさせていただきます。

ただ今から、し尿くみ取り手数料特別委員会を開会いたします。当委員会には、この議案1件付託されておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

坪井委員さんから遅刻の届けが出ておりますのでご報告いたします。

先般、22日のまず質疑、意見等が出ておりました、その結果報告を順次していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。お手元には、発言したものは配付してありますか。

事務局 それはいいです。

委員長 順番に、阪本委員の分順番に説明をしていこう。事務局、座ってでいいぞ。

事務局 失礼いたします。座ってご説明をさせていただきます。まず、お手元に、A3の資料を配付させていただいております。まず、こちらの方のご説明をさせていただきます。まず、1ページ目には、市町村別・業者別し尿搬入量一覧表というものと横向きの年度別・業者別委託料一覧ということで、2つの資料を提示させていただいております。まず、左側の市町村別・業者別の一覧表でございますけれども、まず、この資料を添付させていただいた理由でございますけれども、1つには、業者さんの規模と申しますか、どれくらいの収集量があるのかということ、業者さんの規模を知りたいというご質問等ございましたので、それに応える形で、こちらの資料を添付させていただいております。見方は、6業者が縦にとってございまして、横に市町村が書いてございます、平成17年、平成18年度、19年度は第3四半期の終わった、4月から12月ということで、それぞれ、業者別、市町村別の搬入量をここにお示しておるものでございます。合計のところには、それぞれの、縦には町別の6業者の合計、横には業者ごとの市町村ごとの合計ということでお示ししてございます。右側の方には比率ということで、総搬入量に対しまして、6業者のうちのそれぞれの業者がどれくらいの比率を占めているのかということをお示ししてございます。例えば、クリーンサービス山城でございましたら、平成17年度は、比率46.3%、平成19年度になりますと44.2%になってきていると、このように見ていただく資料でございます。それから、

横向きにしていただきまして、年度別・業者別の委託料の一覧ということで、平成 13 年度から平成 18 年度の実績が出てございますので、そこまでの委託料の推移ということでお示ししております。平成 13 年度から、ご存知のように 10 100 円に改正されたところがございます。そこを一つの基準にして、14 から 18 年度まで書いてございます。その右の方に、減少額累計というところがございます。ここの減少額累計のこの求め方につきましては、平成 13 年度のクリーンサービスであれば、1 億 2725 万 612 円ということでありまして、14 年度の減少というのは、14 から 13 を引いたもの、控除したもので求めますし、平成 15 年度の減少ということになりますと、平成 15 から 14 を引いて、さらに、13 年度が基準になりますので、13 を控除したものの、累計累計ということで、後年度に行くほど、13 年度が基準になっているということで、そのような形で、減少額の累計というふうにお示ししてございます。それが、6 業者、平成 13 年度から 18 年度まででいきますと、3 億 2,682 万 8,702 円、この網掛けをしているところの金額になってくるわけでございます。それから、その右に平成 19 年度予測と、平成 20 年度予測ということで、入れさせていただいております。ここは、合計だけ入れさせていただいております、平成 19 年度の予測は、14,000k になるだろうということでシミュレートをしてございます。したがって、14,000k かける 10 円ということで、1 億 4 千万円になるということでございます。それから、その右に、平成 20 年度予測ということで、ここには、10 月から 10 110 円ということのシミュレートをしております。下のほうに下がっていただきますと、料金改正後という部分がございます、平成 20 年度の搬入量の予測は 13,300k ということで予測をしてございます。4 月から 9 月までが、リットル 10 円、10 月以降は、リットル 11 円でシミュレートしますと、四角の 1 で書いてございます 1 億 3,965 万円になるとうわけでございます。その欄外に、料金改正せずと書いてございます。この場合は、13,000k かける 10 円で 1 億 3,300 万円になる、1 から 2 を引いて、どれくらい 10 円の料金改正をした場合になるかということが 1 から 2 を引いて、665 万円が増になってくる、こういうふうに見ていただく、あくまでもシミュレートの数値でございます。これが 1 枚目の資料でございます。1 枚めくっていただきますと、A3 の横になってございます、し尿くみ取り券手数料町村別入金一覧表ということで、ここにお示ししてございます。これは、平成元年から平成 18 年度までの資料の添付をさせていただいているものでございまして、これも、先般 22 日の委員会の中でも資料の提出するようにとのことでありましたので、添付させていただいております。これは、18 年度までですけれども、旧 7 か町村で整理させていただいております、平成 18 年度のところの木津町さんの部分には、木津川市さんの分を加算させていただいて、この表に取りまとめているということでございますし、この表の見方は、簡単にご説明させていただきますと、まず左のほう

に町村名がございまして、そのところに、委託料、手数料、差額、残高ということでございます。委託料につきましては、し尿収集運搬業者に支払ったものでございまして、手数料の方は、町村の方で、住民さん等にくみ取り券を売捌きをしていただいて、その結果、広域事務組合に入金のあったものということでございます。差額というのは、手数料から、委託料を引いたものが差額ということでございます。残高というのは、その差額と前年度の残高を足したものになってくるわけでございます。1番下の合計欄をご覧いただきたいのですが、平成元年であれば、残高が1,758万6,190円ということでございます。それから、この資料の添付の際に、こういった歴史的なものがあつたのかというものを挿入するようにとのこととございましたので、平成9年のところをご覧いただきますと、11月1日から1080円に改正になってございます。それから、平成12年6月26日からトラックスケールが供用開始になっておりますし、平成13年4月から10100円になって、計量メーター2台が付いているというような内容でございます。一番、直近でいきますと、決算の時にもご説明させていただきましたけれど、平成18年度の残高が、1,059万4,456円になっているということで、波はあるのですが、最近の傾向といたしまして、ここ数年減少しているということになってくるわけでございます。この減少がこういったものが考えられるのかということ整理してみますと、いろいろな要素が絡み合っているわけでございますけれど、例えば、くみ取りから浄化槽、くみ取りから公共下水道に接続されたお宅にあっては、くみ取り券が不要になってくるということでございますので、町の役場に持っていけば換金できますし、全体的にし尿くみ取りのシェアが減ってきてございますので、そういった売り上げ減等がそういった要因が主なものでございます。この入金一覧表の見方につきましては、以上のご説明でございまして、次の3枚目のところでございますけれども、これも実際に大谷処理場の方に搬入されますし尿と、業者さんが住民から集めて大谷処理場に搬入するチケット、くみ取り券との差がどのくらいあるのかということとご質問がございました。これに基づきまして、平成18年度と平成19年度の4月から12月までの差について整理しておるものでございます。丸1番のところのチケットというのは、大谷処理場に持って来られた、搬入された、し尿くみ取り券でございます。丸2番のところは、バキューム車に乗って入ってきたし尿をトラックスケールで計量した結果でございます。その次の右の、差というところ、2引く1ということで、トラックスケールで計った実際に搬入されたし尿の量からし尿くみ取り券、持ってこられた量ですね、これを引きますと、4月では、21.70k ということで、実際、チケットよりも大谷処理場に搬入されたし尿の方が、少し多い、21k多いという結果になってくるわけでございます。その右にパーセント、1割る2でトラックスケールの量に対して、チケットの量がどれくらいであるかということで、4月でいき

ますと、98.49%ということで、このようにご覧いただく表でございます。合計のところですね、平均が、1番下の2つの段に書いてございますけれど、1番下のところの合計平均の割合のところですね、98.77%ということで、平成18年度の合計でいきますと、190k、実際に住民さんからもってきたチケットより、トラックスケールで計量した、つまり大谷処理場に搬入されたし尿が多かったということで、1.23%の差がある、誤差の範囲内ということで整理ができるのかなというふうに考えているところでございます。同じく右側の方も4月から12月の同じような表を作ってございまして、これの合計の右のところ見ていただきますと、差がですね、107.49k、実際のチケットよりも搬入の方が多かったということで、1.01%で誤差の範囲内ということで整理ができるのかというふうに思っております。この3つの資料が、先般22日のご質問いただいた中で出てきたものに対して、ご説明させていただく資料ということで、まず、本日お示しさせていただいたものでございます。

ただ今、担当の方から数字的なご質問に対して、資料に基づいて報告をさせていただきました。私の方から、前回の委員会で、このようなご質問がございました、その中で、まず、区域性的問題、それから、積算の関係、それから、行政負担の関係この3つについて、何人かの委員さんからご質問いただきましたので、お答え申し上げます。

まず、各市町村ごとの各業者ごとの区域割りですね、これは、本来なら、色付けして、時間がなかったので、各市町村持っておりますので、現在ですね、5市町村、6業者がそれぞれほとんどの市町村に入っているという状況でございます。さらに、これは、旧町村単位で、木津川市の場合、旧加茂町の美加ノ原地区、当尾地区、ある程度まとまっているわけでございます。調査をしましたところ、前回もお話申しましたように、昭和30年代後半、昭和40年前半にこういったし尿業者が相楽郡に入りまして、個別に契約をしてはりましたと。これは、従来、畑で肥料として使うといったことができなくなってきたと、そして、専門の業者が相楽郡にも来たということでございますけれども、それですね、昭和42年くらいから、収集したものをどう処理するということが大変な問題になりまして旧相楽郡衛生管理組合を7か町村で作りました、やり始めて、昭和48年に山城町にお世話になって、第1期目の処理場ができたということでございます。処理場ができた時には、さっき申しましたように、まだ、A業者とAさんが契約し、隣のBさん宅はB業者がしているという状態があったそうであります。これでしょっちゅう、トラブルになったり、また、住民間でいろいろと問題があったりということがあって、市町村、行政が中心になって、業者を調整して、山城に持っているものを木津の分を交換するところしたやり変えをして、昭和52~53年くらいにかけまして、大体、現在の体制になってきたと、ということでその後も変

更が大きくないと、現在まで続いてきていることであります。これについては、誰が決めたのか、誰と契約したという話をしますと、基本的に、廃棄物処理法は昭和 45 年にできまして、従来の衛生体制ではなくて、廃棄物であるという規定になりまして、ちゃんとした収集、ちゃんとした処理をなささいということが明確になりまして、市町村長が、一定の条件に基づく業者について、許可というか、条件を見て、本来は公共がやらないといけない事業だけでも、いろんな条件でできないと、廃棄物処理法第 7 条で民間委託することができますよと決まっています。資格要件を満たした業者に、それから、2 点目に積算の関係ですね、これも作業員ボーナスの関係のご意見がございました。そのとおりでございますけれど、公共工事の建設には言っているものがございまして、収集運搬についてはないんですね、ほとんど、ごみも含めて困っているというか、ここ近年変わってきたわけですけど、最近、ここ 10 年ぐらいの間に 1 つの方針が、だいたいこういうのが作られましたというのが、現在、示している積算の根拠が、収集運搬の 1 台あたりの額というのはこういう形で決めているのが、全国的、一般的なもので、額については、諸経費をいくらみるとか、それぞれの地域とか、業者との交渉とか、行政の話の中で、私たちの経験から、概ねだいたいよく似た額だと申し上げたい、作業員のボーナスの件については、公務員に、本来、公共がしなければならぬ仕事であるけども、それを業者委託していただく、その中で、どちらかというあんまり希望が初めなかった仕事でなかったのでございますので、やはりそういった条件を給与の面でも安定的に働ける状況にするというのが委託ではないかなあとおっしゃることはよくわかるんですけども、適正だなというふうに思います。

3 番目の行政負担の関係で、城南衛管あるいは京田辺、城南衛管と京田辺はシステムが違うんですけども、基本的に城南衛管は、1 戸あたり 750 円、それ以外に業者に対する委託料、2 人乗車でだいたい 2,100 万円、現在の城南衛管の状態でしたら、21 台、平成 19 年度で 21 台走っており、それに対して行政が払っているということでございます。ただし、住民の負担は 750 円です。ただし、その考え方の基本は、下水道、公共下水道、どうしてもできない地域、これは、住民の責任ではないということから、行政で支援をしていこうというようなことがあってですね、そういうことから 750 円になったということでございます。それから、京田辺さんについては、公共下水道が 95 くらい進んでいりところでございます。一部どうしてもまだ進んでないということで、住民から 60 円負担していただく、それで、行政が 20 円プラス消費税で、24 円ですから、84 円にして業者に支払っているという仕組みになっています。これは、基本的には、公共下水道区域でございますので、そういう形でやってきましたよ。ところが、去年くらいから、なんていうんですか、現在まだ、公共下水道が進んでないくみ取り家庭については、やはり、地域のいろいろな事情もございまして、値上げ

の問題を業者にも要求されていると。現在、市の方では、平成 20 年度には、要求が 120 円でございますけれど、それに向かって、どこまでできるかわからないけども、20 年度には、一定の結論を、引き上げを検討していますと、このような回答をいただいております。

なお、福知山の件ございました。これも、前回に回答した内容、18、165 円ということでございますけども、先日、ご質問をいただき、電話で確認しましたら、福知山市の場合は、今回、夜久野とか周辺の三和、大江とか 3 つか 4 つと合併をしたんですけども、その中に、今言う行政が負担をしている町があったそうです。電話なので、詳しくは言ってもらえなかったんですけども、福知山市としては、ほとんど、残り 10 数パーセントなんで、公共下水進めていきますよ。ただし、今までの市町村合併の協議の中で、行政負担をする分がありましたので、それは、福知山市でも引き続きしていかざるを得ないという話になっていきますということで、平成 20 年度からはそういう方法になっていくということでございます。以上簡単ですけど、ご説明させていただきます。よろしく申し上げます。

委員長 今説明をいただきました。若干、抜けてるやつもあるな。まず、阪本委員の中で、奈良市の関係と参考にしてくれと、その点について。

事務局 失礼いたします。阪本委員からの奈良市の関係で、ご質問、ご意見をいただきましたので、調査をしました結果をご報告させていただきます。特に、資料は添付してございませんが、奈良市管内においては、平成 11 年に手数料の改正がなされてございます。ここも、相楽とは違いまして、前回、阪本委員さんもおっしゃってありましたけれども、基本料金ということで、便槽 1 個につき、340 円という額になってございます、それから、人头割ということで、世帯人員 1 人 220 円、加算量ということで世帯人員 1 人あたりのくみ取り量が 50 を超える場合、10 ごとに 70 円、くみ取りが月 1 回の場合定めらるものでございます。このケースで、一つの試算でございますけれど、相楽と同じように、3 人世帯で排出量、収集量が 300 リットルということで、シミュレートをしてみますと、基本料金 340 円プラス人头割 220 円が 3 人ということで 660 円、加算量が 50 リットルを越える部分が、10 リットルごとに 70 円ということでございますので、ざっと計算しますと 2,750 円程度になるのかというふうに思います。それ以外に、細かい話ですけど、くみ取りが月 2 回以上の場合は、1 回目の額に 100 分の 70 を乗じて算出とかですね、従量制を引いてる部分もございます。大きな便槽とか、市長が定めるものとか整理されています。基本的には冒頭に申しました、基本料、人头割、加算量ということで整理されているものでございます。以上でございます。

委員長 阪本委員の意見はそのくらいだったと思います。酒井委員の件につきまし

ては、原価計算の根拠、業者の地図出ておりますので、一応、後でまた質問を受けますので。北委員さんからは、排出量の資料でしております。2名となっていることについて説明どやということを知っていましたので、その後、どうですか、調べましたか。

事務局 2人乗車については、年間を通してのデータは持っておりませんが、去年の夏に1週間ほど、現場、大谷処理場の方で、受入の段階で調査をいたしました。概ね45~50台近くあるわけでございます。65対35くらいの割合で、現在し尿関係が多い、浄化槽が35比率的にはですね。そのうち、2人乗っているケースは大体1/3、あと、2/3は1人と、大谷処理場の搬入状況ですね、これは、そういう状況でございます。ただし、前回の委員会でも申し上げましたように、2人乗車ということになっておりますし、作業中あるいは、そういった関係で業者が創意工夫の関係で、2台3台で作業して、ただし、受入は1人になっているのが実態でございます。私どもとしても、これについては、2人ということ、4t車が入ってきたり、経営が厳しい、企業努力をそういったかたちで、やられているということも聞いております。我々としては、2人乗車でございますので、徹底的に指導していきたく思っています。ただし、これを、積算は、4.2回をすること、2人と、業者が多すぎて、仕事が、現在相楽地区し尿くみ取り家庭の17台走っていますけど、半分くらい実態くらいで1つの集合体で言えば、4.2回適正なものとなるということは知っています。業者に、残念ながら各業者の実態は、さっき見ましたように、50万程度の収集しかない業者もいらっしやいます、もちろん指導はしていきますけど、最後、残る手段としては、業者が統合いのか、統廃合、合併とそういうふうな形で、問題解決できないなこのように思っております。ただ、業者の皆さんが、そんなんやったら、2人乗るから、適正な価格をくれと往復が2点何回、計算したら、160円、180円になるわけですね、そんなことできませんね。ということで、これでご理解をいただこうと、今はそういうことでやっていると。以上です。

委員長 次に笠置の坂本委員、山本委員から、住民不信云々出ております。その、指示したとおり動いてもらったと思いますが、その結果、今後の対策について。

事務局 失礼します。まず、今出ました山本委員さんからは、家族数が減っているのに、料金が同じであるのご意見を頂戴したところです。これにつきまして、早速調査をさせていただきました。そこのご家庭につきましては、過去4人家族であったが、現在は1人暮らしということでございます。従来は毎月の収集でございましたけれども、現在は2か月に1回の収集ということで、そういう意味で、量は同じというのは、住民さんが払われる量は同じですけれども、収集の Spann が今までは毎月だったのが、2か月に1回になってきたということで確認をさせていただいたところでご

ざいます。

委員長 今度、行政と立ち会って仮に行政、広域、地元の委員さんなどに付いてもらっての計量については。

事務局 2月の初旬に笠置町有市地区の収集日になりますので、そこに、住民さんを含めて町の役場の職員さん、広域が立ち会って、そういった不信がないのか、住民さんにきちんと説明をしていかないといけない部分もございまして、こういった立会いをして、確認をしてまいりたいと思っております。

委員長 坂本委員から出た作業員の単価、これ公務員扱いでのよろしいですね。認識は。

事務局 はい。

委員長 あと、青山委員の方からは、メーター付いてるのは2台ということ、城南衛管と京田辺については口頭で説明をいただきました。坂本委員からは、説明責任を果たせと、クリアできない間は、もっと勉強もして対応していきたいと、坪井委員の方は資料を提示させていただいてますので、納得していただきたいなど。以上がこのくらいの先般、意見質問が出ました。それについて、何か質問があれば、理事も来ていただいておりますので、答えられる範囲は答えていておりますので、もし、不十分ならば、先般、私が、先に本日、採決したいということですが、まだまだもっと審議しないととなれば、継続していきたいと思っておりますので、意見の出尽くしようにって考えさせていただきたいと思っております。今日の初めの意見と今後の課題があればお聞きしたいと思います。どなたさまも結構でございます。意見のほどお願いしたいと思っております。何かございませんか。はい、酒井委員。

酒井委員 議案そのものとは直接関わらないですが、國子さんから説明いただいた3枚資料のうち一番下ですが、チケットとトラックスケールの差ですが、現実的にはあるだろうとは考えられますが、毎月間違いなくこういうふうな差が出ているというのは、原因とか根拠とか考えるところがあるのでしょうか。

委員長 どうですか、その件について説明できますか。ぴたっと合うものではないけど。

事務局 失礼いたします。酒井委員からのご質問に対して回答させていただきます。結論から申しますと、誤差の範囲内であるといえると思っております。どういう要因がなるのかということ、やはり1,800 汲んだつもりであっても、1,820 であったりとか1,790 とかですね、そういった誤差は当然出てくるわけでございますので、100 パーセント明確に計量できるというものではないということですが、それが、誤差の範囲内であるという認識をしてございますので、それで、ご理解賜ればと思います。

阪本委員 それについて、スケールは、今でも10 単位しか量れないと思うので、そ

のへんところは、致し方ないかと思ったのですが、10 単位の目盛しかないので。

委員長 若干狂ってくるのは、きちんとしたものと違うのが事実でございますので、そのくらいの誤差があがってきます。今方委員。

今方委員 差なんですけども、適正化についての答申で、2 ページなんですけど、平成 13 年 4 月から正確な業務を行うために、計量メーターを付けることを条件に、10 あたり 100 円に引き上げがなされたと書いていますけれど、実際、メーターは全車両についてないわけなんですけど、ほじくり返すようで申し訳ないのですが、どうして全車両に付けられなかったのか、予算のこともおっしゃってましたが、もう一度、そのへん、ご説明をお願いします。

委員長 どうぞ、説明してください。

事務局 当時 80 円から 100 円に改正をするというご提案の際、今、特別委員会でご審議いただいているような量の不信というのが、議会の本議会の中でございまして、今回は、閉会中の継続審査ということで、特別委員会に付託をされて継続的に審査されていますけれど、当時思い起こしましたら、そういう手続きはとらず、本議会 1 日限りの事務組合議会ですから、会期中に審議が終了しなかったということで、審議未了廃案、一旦廃案になってございます。その後、1 年後に、12 年 12 月議会と記憶しておりますけれど、再度、理事者側、当時の 7 か町村の町村長で、同じような形で提案しても、また、改正にはならんということで、当時いろいろと今ありましたように、業者数も今と変わらず 6 業者ございましたし、議会の方では、量の不信が出ているということで、行政側も、実際付けておられる甲賀郡、また、大和郡山市も行きましたけれど、付けておられるところに視察も行き、調査もいたしまして、運用されますと、やはり、くみ取り量は、ガソリンのようにはいきませんけれど、レシートとして汲んだ量が出てきますので、そのレシートを住民さんに渡すことによって実際の量というのが、お互い合意の下にできるという利点がありますけれども、実際そういう作業をしますと、やはり、コンピューター、小さい電卓くらいの大きさのコンピュータを操作すると、また、実際のところ、今は、住民さんと業者さんとの契約といえますかね、毎月月初めの第 1 週にくみ取りといった形での収集形態になっていますけれど、実際のところ、初期設定のところ、お客さんリストを打ち込むとか、また、実際、作業してからの伝票打ち出しとか、いろいろと作業口スのもあるというかたちで、業者さんも話がありまして、それと実際に 1 台あたりの機械が、買取でいきますと、その当時ですが、250 万から 300 万ということで、やはり、6 千万から 7 千万円の経費がかかるということがありまして、当時の理事者会で、この 7 千万近くの経費を行政で負担していくのか、受益者さんにくみ取り手数料にオンした形で、ご負担いただくのか、いやいや、業者さんの方で企業努力の中で付けていただくのか、というふう

なかたちで、再三検討もさせていただいて、結果ですね、なかなか、これから、くみ取り量が増えるということでもありませんし、どんどん減少していく中で、こんな多額な経費をかけることはよくないと、しかしながら、その時点で、今のこの3枚目の資料にありますとおり、トラックスケールを全国的にもまれですけども、2基も付けて、実際の量を把握もし、当時の資料でも98点何パーセントから大体99パーセント、ほんとに先ほど國子が説明しました誤差の範囲、実際の搬入量はきちり入っているので、多額のお金をかけて、全車に、その当時19台から20台位あったわけですけども、全車に取り付けをするというよりも、実際に苦情が全くないということはありませんので、取りあえず、苦情対応のために2台、2業者に御協力を得て、付けさせていただきたいということをお業者に話をし、業者さんも納得していただきまして、その経費は、リースで年間1台50万円、5年間で250万円、2台ですから年間100万円、5年間で500万円、これだけの経費を行政負担することによって、もちろん、分担金になりますけれども、住民さんからの不信等がありましたら、まず、汲んでまず業者と話し合いをして、また、行政も立ち会う、どうしても納得いかないという場合は、計量器付きのバキューム車で走って対応しますということで、12年12月議会でご説明をさせていただきまして、議会の中で可決をいただいたという経過がございます。私も、だいぶ経過も経っていますので、若干、すべてを覚えておりませんが、そんなことではなかったかなと。

今方委員　今の説明で、わかったんですけども、2台付けているとおっしゃってましたけど、実際そのメーター付の車の稼働率とメーター付けて稼働したときに必ず計量されているのかというのは確認はされていますか。

事務局　実際、付けましたときには、約半年間データを取っていただきました。取っていただきましたけれども、住民さんにレシートは渡しということはありません。それをさせていただくと、やはり20台位のバキューム車のうちの2台ですから、それも付いているバキューム車が、クリーンサービスとフシミという会社なんですけども、その会社のところだけレシートを出しますと、住民間に不公平性が出ますので、きちり汲めているかのデータを取るという意味で、約半年間データを取りましたけれども、その時は、従来にくみ取り量とほぼ同じくらいの量が出ているなということは確認しています。実際の苦情で走らせたというのは、最近は全く、ここ3年、4年ありません。バキューム車使って欲しいという依頼があっても、先ほど申しましたように、一旦、汲んでいるエリアの業者さんに苦情の内容をお伝えして、業者さんの意向、思いも聞き、再度、次の翌月の収集の時に、くみ取り業者さんと苦情のある町の担当者と事務組合の担当者が行って、その時は、空っぽで行っていただいて、これを確認をして、納得をいただいて券を払ってもらう、その時点で、次また、メーター付きを走

らせてくれという住民さんからの依頼が今までなかったというか、そこでご理解いただいていたというのが現状で、実際の稼働率のご質問に対しては、ほとんどゼロに近い稼働。既にもう7年経っていて、リースアウトもして、機械自体は、付けていただいた業者さんに無償譲渡といった形でお渡ししている状況、ですから、走らそうということになりますと、苦情などがあれば引き続き、

(テープ反転)

北九州市の会社の機械なので、ここまで、来ていただく旅費だけでも、オーバーホール費用を見積を取りますと20万円位、そういうのも取っていたのですが、18年度から落とさせていただいているという状況です。

委員長 今方委員。

今方委員 メーターが付いているときと付いていないときで差がないというふうに行政としては考えられているということですね、最終的には。

事務局 基本的に今の処理場ができて、トラックスケールができた段階で、計量に関する問題については基本的には対応できている。住民の皆さんのご理解、計量が正確にできていると思っています。ちょっと、福田君の話に付け加えますと、し尿くみ取りの料金の値上げ等の問題が出た時、どこの市町村でもこういうかたちで、いろいろ計量に対する問題が出てくるわけですね。そしたらどうしたら一番いいのかということですが、計量器を付けるのが一番早い、正確です、公平性の観点から。多くの市町村で実際に付けていないわけですね、付いてません。これは、費用コストの話もありますが、水道とか、さっき福田君言いましたようにガソリンみたいに同一のもの同じものを吸い上げるというのであれば何も問題ないんですね。ところが、汚物がいっぱい入っているわけですね。そしたら、汚物除去、汚物を入らないようにして、純粹のし尿だけ入れると、槽の中にいっぱい残るわけですね、これを誰が掃除するのか、そのことで、結局は、時間とコストがかかるというかたちで、一般的には浸透していない。ところが、いくつかの市町村にあるというのは、非常に住民の皆さんが業者が悪いと、これはあかん、いくつかありますけれど、全国的には、これだけ、公共下水道、合併浄化槽が進んだ段階で、やっていくのか、業者を指導をしていくことが一番大事ですし、万が一、行政の責任であると思っています。処罰をしていかないといけない、代表理事もはっきりおっしゃいましたけど、幸い、相楽の場合は、そういった業者はいないと思っていますので、しっかり進めて行きたいなと思いますし、次には、要綱を作って、処罰、違反した場合のペナルティを考えていきたいなということも含めて、あまり不信の話ばかりで具合悪いですけど、行政としては公平性、正確性が

求められている時代ですから、それだったら、我々としては、求められているわけですから、考えていきたいと思っております。

委員長 阪本委員

阪本委員 今回のスケールの問題等については、やはり、お客様の納得を得るためには、必ずという指導が必要ですね。設置するということは、それと同時に、乗車人員の問題なんですけれども、これについて、委託ということで、業者委託ということでやっていくということですね、ここでは。だから、経営者責任が問われないかもわからないですけれども、実は例えば奈良市なんかですと、柳生とか大柳生を廻るときには、1台4t車を持って行って、普通は2t車で廻るわけなんですけれども、4t車のある所に置いておいて、そこへ汲み上げたものを移動させて、そして、持って帰るわけなんです。4t車では、1人運転でいいわけなんで、いいということはないけども、法律的には、ただその時には、2t車と一緒にになって一緒に帰りますので、処理場の方へ、安全とまではいきませんが、時々ホースが60メートルありますから、あれが、1人乗車で、それが外れた場合、自転車とか単車を巻き込む事故はありうるんです、何年かに1回は、死亡事故でも起これば、大きな社会問題となりますし、そういった点での指導はこういうものは絶対必要だと思います。ついで、2t車もそこに、本来は3人乗車が2人になったりしておりますけれども、私も組合の関係におったものですから、そういったことも指摘したものです。労働者の立場からですね、そういう安全面からの立場からも、やはり、指導していただいたほうがいいんじゃないかと思っております。すみません。

委員長 他に何かご意見ございませんか。

質疑の途中ではありますが、40分まで休憩いたします。

(休 憩)

委員長 それでは、会議を続けたいと思っております。ご質問ございませんか。北委員。

北委員 はい、南山城の北でございます。実は、私、1月28日にし尿処理場に参りまして、現実を見てまいりました。確かに、これはもう大変な仕事やなあ、えらいことしてんねんなあ、臭いはするし、やはりその1軒1軒集められて、大変だということ痛感いたしましたことですが、実際、100円から110円に諮問をされた委員の方は、この方たちは、実際、机の上でやられたんと違うかなと、やはり、実際見えておって、諮問をされたのではないかな。先ほどの委員長の方からも、事務局の方からも、私見ておって、17、8回見とったんですけれども、2t車では、1,800リットル、3,600リットルもそういうことでやっておられます。必ず1名で投入されてい

ます、し尿の分についてはね。そこへ、投入口はし尿と浄化槽の分と2つございまして、見てたらね、最初、変やなあと思ったのは、一番最終の便は、1800きっちり全部積んでくる、当然誤差がちょっとあるんですけどね、そしたら収容的に1台目、2台目3台目は当然いいですよ。4台目は、やはり、きっちり1800積んでいる。疑問なんです。最後、夕方最終載せる1800リットルきっちり積んどるわけですね。ところが、浄化槽の分は、1800リットルが満載でも1,200リットル、という最終、中間でもあった、伝票全部抜き打ちで見ました。うん、はてな、これやっぱり、諮問委員会の人に2人の運転手と作業員に、といったそこらへんがおかしいのと違うか。諮問委員のどこぞの主婦の方とかね、元この局長さんであった方とか諮問委員の選び方、当然町村からの選ばれ方、現地現場主義、ちょっと疑問である、ちょっと聞いてみたいなど、それとやはり、業者の方はですよ、100円から110円、117円と答申されて、どうも110円で納得されたのかな、ほんまにされたのかな、できれば業者さんの、われわれが机の上でごちゃごちゃ言っとるよりも、業者さんのご意見、それとまた、諮問されたご意見をいっぺんやはり、聞きたい。明快な答えがある。業者さん、現地現場主義で見ていって、そしてまた、笠置町は2月のいつかっていうことで、現地調査をされると。今、役場の職員さん広域の方が行かれて、5千円払っている方が3千円だったらどないなるのか、私は委員長のように、できれば、この、諮問のとおりここでやってしまうのではなしに、ご意見を聞きたいと思いますがどうでしょうか。メーターの方も事務局のほうで莫大な金額を言われましたけど、やはり我々、水道代を払うガス代を払う、電気代を払う、当然のことながら、ポストに入れてくれますよね。し尿処理だけが違う。抜本的に行政からの公正を期するために、くみ取りの量を明確化さえすれば、業者も我々もすっきりするし、やはり、仮に250万円、半分ぐらいだしてもいいんじゃないか。それはそれで一つの案ですが、そうすることによって、公正公平な、我々地元に戻って、説明がつくんです。そこらへん、委員長まとめてもらえますか。

委員長 委員長への質問でございますので、この件以外で、北委員の問いには後で答えますので、最終的に判断させていただいて、しばらくお待ちいただきたい。後の経緯について、

北委員 ちょっと私、実は、浄化槽入れているんですけど、浄化槽設備士、入れているんですけど5人槽、8人槽、10人槽この契約、こいつとこ同じ5人槽、浄化槽もし尿の一つとして、し尿については、大谷処理場では、1台3,500円、ABCさん高い、安いやんけというのが出てくる。し尿処理について、浄化槽もし尿の一つやし、1,800リットルに関しては1台、3,500円、3,600リットルに関しては7千円いただいているという決まりもあるそうなんですけど、我々そこまで、立ち入ることはないと思

いますけども、やはり、公正公明として、浄化槽を入れているものとしてできれば基本的なことも勘案されるんだろうと思いますが、5人槽はいくらです、平均ね、8人槽はいくらです、10人槽はいくらです、そこへまあ、距離的なものを加算されますよ、っていうことの指針をだして行くべきではないかなあ。と思いますけど。僕のところはくみ取りじゃないです。終わります。

委員長　　今のこの5人、7人、10人槽、北委員の問いあったけど、これについては何か料金の設定あるか。

事務局　　浄化槽につきましては、許可制でございますので料金の設定はございません。

北委員　　ございませんね。だから、われわれは立ち入ることではない、何で俺とこ、3万円、それもいっぺん1万8千円あるんです、我々は立ち入ることではないんですが、業者に聞いてみたい。

委員長　　青山委員

青山委員　　先ほど報告がありました原価計算方式の中で、基本的には運転手1人作業員2人と1日4.2の往復という話は、他の委員からも指摘ございますように、大体乗ってらっしゃる方が1人ですね、村でも私も見ましたし、今日もこちらに参る時に笠置町で2台走ってましたが、運転手の方1人しか乗っていらっしゃいません。それで、1人でよろしいのか、それから、先ほど阪本委員が1人だったら危ないので、安全性から2人が必要なのかというので、そういう点で、基本的に最低安全性も含めて、特に163とか私たちの村とか危ないので、そういうところは、2人来て、早朝拝見したときには、163沿いは2人来られていますので、そういうふうになっていると思いますが、事務局長の話では企業努力でおっしゃいましたが、それが企業努力とは思えないです。やはり、基本はきちりと指導すべきですので、企業の都合で、2人が1人になるというのは企業努力とは思えませんので、まあ、それを実際は2人が必要なので、実際計算の方法もそうなるわけですから、計算どおりに指導することは、当然だと思うのですが、契約どおりにされていないことは他の委員の話でもそれは事実そのとおりで、認めざるを得ない状況であると思うんですけどね。でも、10円の値上げの中には、契約どおりの2人の原価計算なってるわけなので、まずそれを1点指摘したいと思うんですが。

それともう一つは、先ほどの委員の質問の中で、私も前回質問させていただきましたが、このメーターを設置してね、何故その経過で全部に設置されなかったのかということで事務の方からありましたが、実際は稼働はわずか半年しかしなかったと、北九州から来ていただいて、ていうのは、クレームについて、ただ、半年だけの実績を作っただけであって、本当にそれが必要かどうかというか検討も実際はそれはされて

ない。実際メーターでくみ取った量だけ、チケットで出たらそれ以上の公平性がないと思うのに、7千万くらいお金がかかるというのをネックに、それでしたらね、一気に7千万をしなくても、今年は2台だけ、次の年は2台とって、計画的にそれができたんじゃないかなというふうに思うんです。即その、それを行政が負担する必要がなくて、業者が半分負担して、行政もして、という形で、計画的に年度に何台ずつ導入するという方法があったんじゃないかなと思うんですが、それも、まず検討されてこれなくて、あくまでも7千万みたいな、それはいかがかなというふうに思います。それが2点目と、もう一点は、住民にお聞きしましたら、実は値上げの話が出てるとだと話をしましたら、もちろん住民の皆さんは、皆さんも思ってらっしゃる、こういう大変な仕事をしていただいているわけなので、やっぱり一定高いのはやむをえないとおっしゃる方もいらっしゃいます、それは、心情的に私たちも理解するわけですが、メーターも高いし、いや、不透明違うかやろかと思っても、仕方ないなというふうに思うというのが皆さんの意見なんです。そういう点では、こういう場に住民の意見を反映されないの、値上げということをそちらが提案してるわけなので、私はできたらね、アンケートを取っていただいて、皆さんメーターについて、くみ取りいかがですかということで、アンケートを取っていただいて、現状を正しく理解することが必要じゃないかなというふうにすごく考える、これが3点目、もう1点は、一覧表を府下全域のくみ取りのを見せていただいて、改めて、今日の資料のご説明をいただきました。特に、この城南衛管等の行政負担の問題も、今、説明いただいて、安い分は行政も1年間に2,100万、これは1業者という説明だったかと思うんですが、されてるといふふうに思うんです。お金がいくらかかるというよりは、大事なことは、住民の負担、住民はいくら払ってくみ取りをしているかの方が大事、そういう点では城南衛管は1戸あたり750円ですよね、住民の負担は、向日市は住民の負担は、今後は値上げをしたいという方向性はあるにしても、現状は10、84円ということで、負担は抑えられていると思うんです。それは、乙訓衛管でも、向日市でも長岡京市でも福知山市でも、今後は値上げの方向があるにしても、現状は一定どうかなというふうに思うんです。うちのところは、平均は3千円ということですよ。同じくみ取りなのに、もちろん、750円プラス行政負担ありますから、城南衛管も足した分がいくらというのがありますが、やっぱり、負担が大きいと思うんですよ、住民負担という立場からも値上げを考えることが必要だとすごく思いますので、そのへんで、十分検討が必要と考える。でもしなんかそれで、お答えできるのがあれば、答えていただきたいと思いますが、ご説明いただいた私の意見です。

委員長 4つも言っていたら、なかなか答えも難しい。まず、乗務員について。

事務局　　ただ今の青山委員からのご質問ですけど、今まで何回か、くみ取りですね、十分ご理解いただいているかというのはありますけれど、企業努力で2人から1人とは言っておりません。現状を率直に申しまして、先ほど、6業者17台委託ということで、委託料ということで、業者の数字も情報公開で出しているわけですね。ご理解いただくために、業者くみ取りについては、5年間のものを出している。それを考えていただき、総合的に判断をしていただきたい。ですから、基本的に今のし尿くみ取り人口の中で、これだけの量を1日、1か月、1年処理するために1日4.2回の往復、2,100万ほどかかりますよと、10リットルあたり、積算も出している。それが100%正しいとは、それはご意見ありますけど、それは、いろいろと概ね説明しても恥ずかしくない。その中で、2人乗車だけを、我々指導はしますけれど、4t車に積み替えて、やられてるわけですね。いろいろその中で、この積算しかないのではないか。奈良県の葛城を見ましたら、処理場からくみ取り家庭まで、20、25km中継所を貯水槽、そういうこともやられているところもある。地域の事情の中で、相楽の場合は何もしていない。やはり、これが一番良いだろうと。合理的なやり方。その中で、今回、これからあがっている中で、一番企業として成り立たない厳しい状況になってますと、今回、7年間据え置いてきましたので、今回、でございます。

委員長　　局長、もう少し、端的に。次いこう。メーター全車付けよとかの意見、それは、不可能か可能か。

事務局　　不可能です。行政の状況を考えたら、不可能です。業者委託をするもの以外、できないと。委託をするときに必要な機材等を計算をしたわけです。できないと。それから、アンケートも料金改正時に取るとは聞いたことはないですが、ただ、ホームページ開いて、市町村を通じてあるいはご意見もございませんので、ただあの、先だって木津町の梅谷地域で、合併浄化槽とくみ取りの話について、理解できない、地区説明会をいたしました。料金値上げ、アンケートは難しいと思いますけど、理解をするための、努力をしてみたい。行政負担の関係でございます、これも、はっきり言いまして、市町村と協力して、賛成反対になりますので、それから、行政負担各市町村財政力あるいは、市長の方針、仕組みが決まっておりますので、いい面もあれば、そうではございませんのもですね、総合的にご判断をお願いしたいなと思います。

委員長　　青山委員それが答えです。はい、酒井委員。

酒井委員　　北委員の発言、青山委員の発言と絡めましてね、考えましたら、ここに14人の議員で100円を110円にするということを決めるかどうかという責任を与えられているわけです。その時に、業者さんの言い分は事務局を通して、理事者を通して我々は聞いているわけだけど、やはり、私たちが住民に対して、本当に今100円を110円にしなければならないというふうに本当に思えるのかどうかという、そこ

の問題だと思っんです。賛否は多数決を取ったら、結論出ると思っんですけども、本当に私らが責任持って、例えば、個々住民と対応したときに、110円がどうしても必要なかと言い切れる確信を議員が持てるかどうかだと思っんですね。その点で、浄化槽の問題は1つあるだろうし、業者さんの言い分もあるだろうし、私個人で申したら、先日の22日に少し申しました。経過を知らないもので、わからんからお聞きしたわけですけども、業者努力が本当にどうなんだろう。いわゆる、苦労なさっているだろうと思っし、それから、一般の住民も、し尿くみ取りを受けておられる方たちも、ようやくもらってるという気持ちがあるだろう。しかしそれにしても、6社独占体制というのは現実です。相楽の中で、自由競争にしたら、新たな弊害が出る、しかしそれを望む人もいるわけで、一言で申したら、企業努力はどんなふうにもらっているのか、心の底にはあるだろうし、そういうあたりを、もうちょっと考えたいなど。もう1点、先日もお配りいただいた資料、前回の昨年定例会でも出た資料、し尿くみ取りと浄化槽と公共下水道、3つ並べられているわけですが、合併浄化槽が一番負担が高い、現実には、こんな金額ですまないだろうと思っくらの負担があります。しかし、例えば、私の友人で、くみ取りを受けていたけれど、合併浄化槽に踏み切ったと、高くなるけれども、下水道を待てないから、その人の気持ちを考えたら、公共下水は、試算表でみたら、一番負担が低いわけです。公共下水の計画が進行しているのに、それが全然行政の責任で進まない中でし尿くみ取りを受けている、やむ終えない状態、そんな、そんな人納得できるんだろうかと思っいもあるわけです。そこらへんのこと、最初に申しましたけど、私たち14人の議員が、個々の住民に対応したときに、これはしゃあないんだ、必要な数字なんだと言えるんかどうか、もうちょっと、確信を持たないと思っはします。

委員長 今、合併、くみ取り、公共下水と、和束の場合だったら、公共下水協力して、ものすごい負担がかかっている。まあ仮に、月1万5千円、2万円下水道料金に跳ね上がってきて、和束の場合、逆に公共下水してるものは、まともに協力してるものは、いろんなことで、協力するものはものすごく負担がかかってくる状態で、やっぱり、酒井さん言われたとおり、考えておりますので、もう少し審議する必要があるよということで、私も認識しているところです。そういうことで、阪本委員。

阪本委員 今、委員長おっしゃっていただいたように、一番最初に私、理念の問題、行政理念の問題で話したことがあると思っんですが、衛生上、環境上、合併浄化槽を普及する、そのためにはやはり、高額な負担がかかる、行政で何らかの支援をそういうことを思っわけでありませう。

委員長 代表理事。すんまへん。

代表理事 今、行政が一定の負担をというお話がありますけれども、今日まで、いろ

いる町村長がご苦労されてきた経過があります。誰しも負担はより軽く、そして、誰かが負担してくれたらいいのだ、誰でもそれは言えますけども、まさに今、20年度予算編成をするのにどうしたらいいのかと四苦八苦してね、住民の皆さんに対するサービス、生活、どう守るのかということをも優先課題として皆苦労しているんです。だから、相楽管内の中でも環境衛生のいろんな施策も市町村で分担しましょう、そして、そのことをより早く、実行しようやないかという確約事項も留保しながら、それぞれ、住民の皆さんはやっぱり、思いに反するようなことをせざるを得ないような時を迎えているわけなんです。だから、私も行政として何か汗をかけないかということで、首長間でも議論をしましたがけれども、予算すら立てられないという新たな話があるわけですね。しかし、ある町はやっているやないかと言われたら、それはそうかもしれないけれど、さて、自分がといえば、なかなか、そのことについては、私は、実行に移すことができない、十分ご理解いただきたいと思っております。企業努力という話があります。当然、私もそのことを絶えず、対業者さんに対しては言うてます。しかし、この資料を、平成17年からわずか2か年の間に、取り扱い数量がどうなっているか見ていただいたら、そこで働いていた人たちが、辞めてもらってでも企業努力されている、辞めさずということの辛さ、業者さんに聞いていただいてもわかるけども、取扱量も少なければ、それだけ委託をする料金が少なくなるわけだから、それで辞めてもらっている話を私現実に聞いています。しかし、そうせざるをえないというなかでの、価格設定なんです。我々も辛いんです。なんとしても先送りしたかった。しかし、私がこの仕事をさせていただくまで3年ほど前に、いろんな積算根拠が出てきて、百四、五十円の話が、それもあつた中での交渉で、非常に大変な状況の中で、100円ということの設定がされて、これも、定期的に見直すという確約の中で今日までずるずる送ってきたんです。ガソリンの軽油の高騰などが起こってきて、もうここまでこられたら業者の皆さんも大変ですな。しかし、住民に対する信頼という業者の企業責任は、これは負ってくださいや、不信の中でこの事業を推進できませんということも言ってきましたし、これからも徹底して、皆さん方の声を足して、公平公正に事業を推進するために、このことにあたっていきますので、どうぞいろんな面でご理解をいただきたいな、このように、私からも申し上げます、お願いいたします。

阪本委員　今代表理事がおっしゃったように、私もそういう意味では、理念は一つの問題としても、実際、過渡期として、気がかりでならないだろうと当初に申し上げました。私も理解しております。ただ、単独浄化槽は環境を悪くするんですね。安価な浄化槽ですね。あれはもう青い水を池に流すのもすごいもんですから、そういう意味も含めて、一番いい方法を、今できる方法での努力をお互いにするべきだと思います。どうも、すいません、失礼しまして。

北委員 単独浄化槽は入れたらあかんねん。今売ってないよ。

阪本委員 はい。

委員長 いろいろな意見がございますが、北委員の先ほどの答え、まあまあ、実は私
思っていたのは、今日のこの日に採決と、委員会報告としてということをおもって
おりました。行政側にも問い合わせた結果、私、当初予算に影響するんじゃないかなと
の私の考えで、今日のこの日に実は採決をお願いしようと思っておりました。住民説明、
いろんなことを考えてみると、対業者、実態調査なり、業者との意見交換、業者に直
接また委員として言える機会をもう少し持ちたいなと思っておりますので、この委員
会をさらに継続審議で進めて参りたいと思っておりますが、これで流会とさせていただき
たいと思っておりますが、皆さんどうですか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 もう少し、住民説明ということで。山本委員。

山本委員 笠置町は、6日7日とメーター付けた車で、地域末端まで行けんでも所々
ずっと確認して取らしてもらうということで、住民課長から連絡がありました。委員
長言いましたように何もあわてて採決をとらんでもいい。

委員長 はいわかりました。継続審査ということで、また、追って皆さんに通知さ
せていただきます。ただし、今回、私思ってる内容のなかで、対業者間を持ちたいと
思います。フリートークなりやっけていただいて、業者直接に業者への注文、適切に業
者への注文、一般住民の不平不満を取り除く資料として、皆さん利用していただき
たいと思っております。近いうちに持ちますので案内をいたしましたら、対業者、実
態調査なり進め、今、諮問委員会のことも、いろんなことを考えながら、もう少し、
住民説明を確立するまでの根拠作りということで、もう2、3回はやっていきたいな
と思っておりますので、それまで、継続審査と、今日は、このくらいで留め置きたい
と思っております。皆さんそれでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

酒井委員 諮問委員会の答申にかかわりまして、答申に関わる資料ですので、あえて
こだわりますけども、し尿くみ取りと浄化槽と公共下水道、公共下水は2,800円
どころではないぞということをおっしゃった。これは、そしたら、不十分な資料じゃ
ないかといわざるを得ません。ですから、もう少し実態を表した資料が欲しいなと。

委員長 極力出せる範囲内で、包み隠さず、提出できるように事務局にも伝えます

ので、全部出せるか出せないかは各市町村によっても違いますので、資料作りはしていきますので、今日は、このへんで流会にしたいと思います。次回は、追って通知、最低1週間前には届くようにしますので、ご参加のほどお願いします。

北委員 日程調整なんですけど十分に調整をお願いします。

委員長 極力、各事務局と相談しながらやっていきたいなと思っております。笠置の2月6日、7日の事業報告も聞き、笠置は選挙もございまして、その点、行事日程絡んできますので、それだけ頑張ってくださいるので、もう2、3回は最低して、住民の青山委員がアンケート云々おっしゃってましたけど、委員としての説明だけで、自信ある人には直接議員さんが答えられるような資料作りをしますので、また、一般住民の方には、議員さんからも説明をしていただきたいなと思っておりますので、今後ともひとつ、よろしく願いしまして、今日はこのへんで閉会といたします。本日はどうもありがとうございました。

(拍手)

(午前11時10分 閉会)

平成20年2月12日

相楽郡広域事務組合

し尿くみ取り手数料特別委員会委員長 山口 勝己